

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	株式会社ENEOSウイング	名古屋市中区	R8.4.24	R9.6.23	14か月	公正取引委員会は、令和8年4月17日、軽油販売業者による価格カルテル事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、検事総長に告発した。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3-1）